

1 免許の有効期間と更新

有効期間	5年
更新手続*	有効期間満了の日の90日前から30日前までに申請する。
一身専属性	相続や法人の合併又は事業譲渡等によって、免許は承継されない。

※ 適正な期間内に更新の申請をしたにもかかわらず、更新の処分が有効期間の満了後になされた場合、従前の免許はその時点まで効力を有する。もっとも、新免許の有効期間は、従前の免許の有効期間満了の日の翌日から起算される。

2 宅建業者名簿と変更の届出

宅建業者名簿の登録事項	変更後、30日以内に届出が必要な事項	(i)商号又は名称 (ii)事務所の名称及び所在地 (iii)法人は役員の氏名、個人はその本人の氏名 (iv)政令で定める使用人があれば、その氏名 (v)事務所ごとに設置される専任の取引士の氏名
	届出が不要な事項	(i)免許証番号及び免許の年月日 (ii)他に事業を行っているときは、その事業の種類 (iii)指示又は業務停止処分を受けた履歴

注：役員、政令で定める使用人、専任の取引士は、氏名のみが登録事項であり、住所や本籍等は登録されない。

3 免許換え

免許換えが必要な場合		(i)知事免許から他の知事免許となる場合 (ii)知事免許から国土交通大臣免許となる場合 (iii)国土交通大臣免許から知事免許となる場合
手続	知事免許への免許換え	直接申請する。
	国土交通大臣免許への免許換え	主たる事務所の所在地を管轄する知事を経由して申請する。
免許換え後の有効期間		免許換えの日から5年

4 廃業等の届出

事由	届出義務者	届出期間	免許失効の時点
死亡	相続人	知った日から30日以内	死亡の時
合併消滅	消滅法人の代表役員であった者	30日以内	合併消滅の時
破産手続開始の決定	破産管財人		届出の時
法人の解散	清算人		
宅建業の廃止	個人・代表役員		